

4月1日

# 新しい斎場が誕生します

新斎場建設推進室 ☎224-6144

市では、小仙波地内に新しい斎場の建設を平成25年2月に決定し、同26年度から建設工事を開始しました。まもなく工事が完了し、4月1日から供用を開始します。施設の名称は、現在の斎場の名称を継承し、「川越市斎場」となります。

## 現在の斎場から 新しい斎場へ

現在の斎場(旭町一丁目)は、建設後約40年が経過し老朽化が進んでいます。告別室がなく収骨室も1室と少ないことなどから、告別から収骨までの間、プライバシーを確保することが難しくなっています。儀式の個別化や多様性という市民のニーズにも十分に対応できていない状況です。

また、高齢化の進行などにより火葬件数が増加し火葬待ちが発生する等、五つの火葬炉では処理能



老朽化が進む現在の斎場  
上：外観 下：入り口付近と収骨室(左側)

力の限界になっています。

そのため、市では新しい斎場(小仙波786-1)の建設を決定し、工事に着手しました。市民聖苑やすらぎのさと(小仙波867-1)の近くに建設することで、葬儀を行う方がやすらぎのさとを利用した後、斎場まで時間をかけずに移動することが可能になりました。

なお、現在の斎場は、3月31日(金)をもって閉場となります。



新しい斎場のエントランスホール

## 新しい斎場を紹介します

新しい斎場のコンセプトは「心やすらかに別れの時を感じる事ができる斎場」「人と環境にやさしい施設」。プライバシーに配慮し、バリアフリー化を図りました。また、市民のニーズに合わせ、葬儀式場を設け、小動物葬斎場を新設しました。

## ■故人との別れの時を静かに感じられる空間

外観は、周辺環境と調和する落ち着いた色調とし、屋根は小江戸川越にふさわしい、いぶし瓦葺きにしました。葬祭出入口の車寄せは、車の乗り付けがしやすいように広くなっています。中に入ると、明るく、木のぬくもりを感じる事ができるエントランスホールが広がります。

告別室などは、葬儀の個別化を



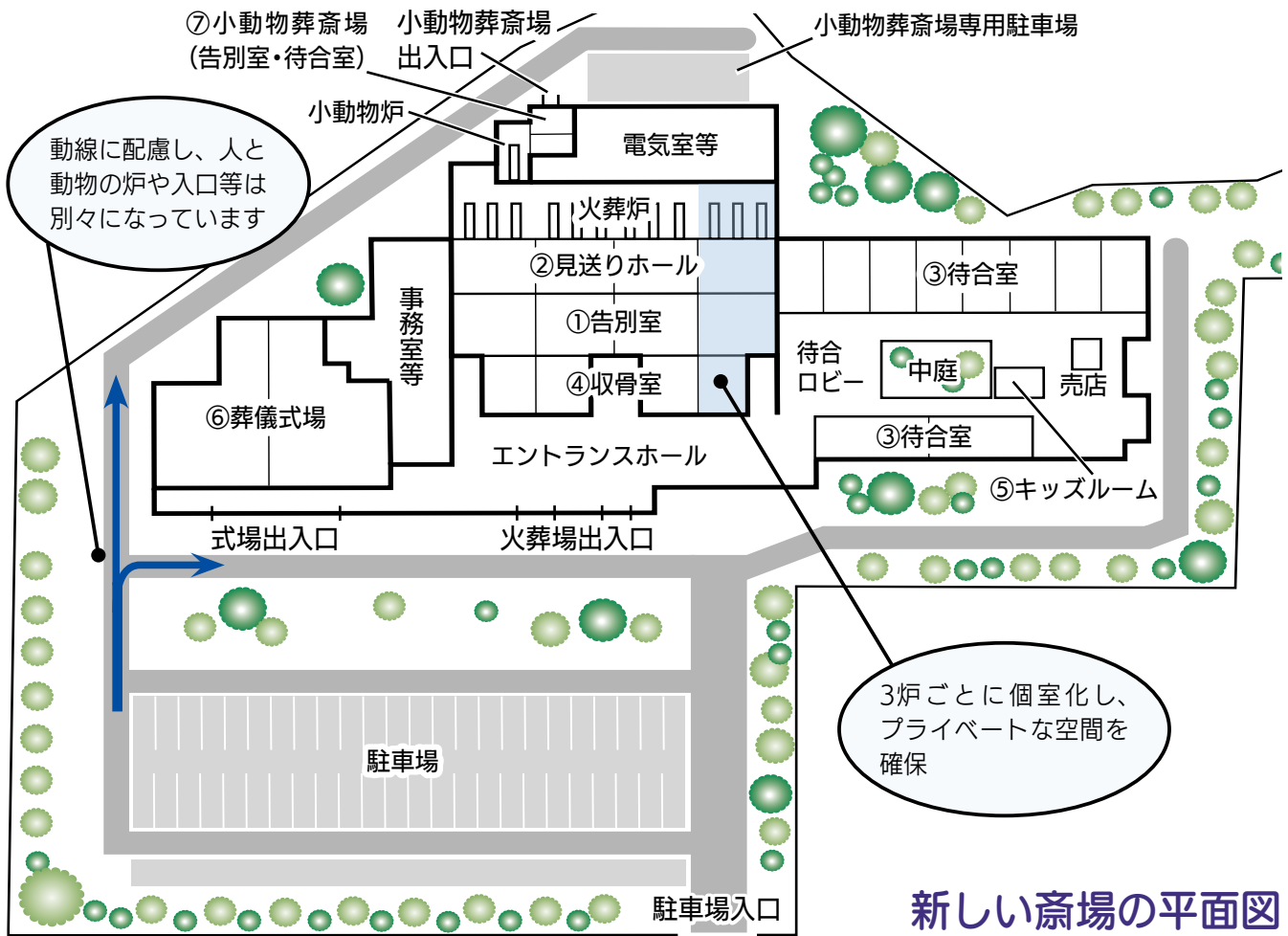
③待合室



②見送りホール



①告别室



### 新しい斎場の平面図



④収骨室

図り、会葬者の動線を配慮した設計になっています。「告别室」「見送りホール」「収骨室」はそれぞれ個室となっており、プライバシーが守られます。天井が高い見送りホールは、上から光が入り心静かに故人を見送ることが出来ます。扉の奥には火葬炉があります。本膳が行える待合室は、10室配置しています。待合室や待合ロビーからは田園の風景や庭園などを眺めることができ、心安らかに過ごせるような空間になっています。



## ■安心して利用できる施設

建物は平屋建てを基本とし、待合室等を1階に配置することでバリアフリー化を図り、すべての人が利用しやすい施設になっています。施設内は、告別室や待合室、式場などを明確に分けることで、利用者に分かりやすい配置にしています。子ども連れの方でも安心して利用できるように、キッズル



⑤キッズルーム

ームや授乳室も新たに設置しました。

また、今後見込まれる火葬件数の増加にも対応できるように、火葬炉設備を12炉設置しました。火葬炉は、環境性能に優れた設備を導入し、環境への負荷を低減しています。

さらに、建物の高さを抑え、庭園や周囲を緑化することで周りの景観を損なわないように配慮しています。



建物はすべてバリアフリー化しています

## ■新たなニーズへの対応

近年、増加傾向にある家族葬など小規模葬儀に対応するため、30人定員の小式場を2室設置しました。これにより、市営の式場は、市民聖苑やすらぎのさとの6式場と併せて8式場になります。市では、葬儀取扱店との間で一定額の範囲で標準的な葬儀が行える「市民聖苑葬儀」制度を設けていて、いずれの式場でも行うことができます。新しい斎場の各式場には、通夜の際のお清めが可能な控え室、遺族の方が仮眠可能な遺族控え室を設けました。

ペット火葬の需要が増加していることから、小動物炉を1炉設置し、1体ごとに火葬を行えるようになります。また、小動物葬斎場を利用する方専用の駐車場や入口を設け、告別室・待合室も設置しています。



仮眠がとれる遺族控え室



⑥葬儀式場



⑦小動物葬斎場

## 新しい斎場の概要等

所在地…小仙波786-1

構造…鉄筋コンクリート造2階建て

敷地面積…18,155㎡

延べ床面積…7,316㎡

火葬炉設備…火葬炉12炉、小動物炉1炉

施設概要…告別室4室、小動物炉用告別室1室、見送りホール4室、収骨室4室、待合室10室(定員40人=8室、定員60人=2室)、小動物炉用待合室1室、小式場2室(各定員30人)、小式場控室2室、遺族控室2室、キッズルーム、授乳室、売店

駐車場…174台(乗用車160台、マイクロバス14台)



## 市民聖苑やすらぎのさととの連携

新しい斎場と市民聖苑やすらぎのさとが隣接したことから、市民聖苑やすらぎのさとの式場を利用した葬家の方は、市が用意した霊柩車ききうおよびバスを利用することができます。これにより、葬儀をスムーズに進行できるようになります。

なお、霊柩車およびバスの使用料は、やすらぎのさと式場の使用料に含まれます。



市民聖苑やすらぎのさと

## 使用料等について

火葬料金、式場等使用料は下表のとおりとなります。予約の開始は、3月下旬を予定していますが、詳しい利用方法および予約方法は、3月10日発行の広報川越でお知らせする予定です。

区 分			単位	使用料	
火葬室	遺体の火葬	満12歳以上	市内居住者	1体	無料
			市外居住者	1体	48,000円
		満12歳未満	市内居住者	1体	無料
			市外居住者	1体	32,000円
式 場	小式場1・2	通夜等および告別式	1回	40,000円	
		告別式のみ	1回	20,000円	
待合室	待合室(小)	市内居住者	1室	2,000円	
		市外居住者	1室	4,000円	
	待合室(大)	市内居住者	1室	3,000円	
		市外居住者	1室	6,000円	
霊安室			1棺	1,000円	

\*式場を利用できるのは、市民聖苑やすらぎのさとと同様に、死亡者が市内居住者の場合または、喪主が市内居住者で死亡者からみて2親等以内の場合です。なお、市民聖苑やすらぎのさとの使用料は、変更ありません。

区 分			単位	使用料
小動物の死体の火葬	10kg未満	市内居住者	1体	7,000円
		市外居住者	1体	14,000円
	10kg以上25kg未満	市内居住者	1体	14,000円
		市外居住者	1体	28,000円
	25kg以上60kg未満	市内居住者	1体	21,000円
		市外居住者	1体	42,000円

### 重度心身障害者医療費支給制度について

高齢・障害医療課 0224-6195  
重度心身障害者の方に、医療機関等で受診した際の医療費の一部負担金などを助成しています。

助成には、受給資格の登録が必要です。まだ登録をしていない方は、必要書類を持参の上、高齢・障害医療課(本庁舎2階)で手続きをしてください。

**対象者**：身体障害者手帳1〜4級(4級は本人の市区町村民税が非課税の方)、療育手帳A、B、精神障害者保健福祉手帳1級所持者  
または後期高齢者医療広域連合による障害認定者など

\*平成27年4月1日以降に、65歳以上で新たに障害の程度が該当の等級になった方は対象外です。

**必要書類**：障害の程度を証明するもの(身体障害者手帳等)・健康保険証・本人名義の振込先口座が分かるもの・印鑑・マイナンバー(個人番号)カードまたはマイナンバー確認書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等)

\*身体障害者手帳4級で、市が課税状況を確認できない方は、当時住民登録をしていた自治体の(非)課税証

明書が必要です。

### 一部負担金をいったん支払った場合

医療機関の窓口で一部負担金を支払った場合は、助成の申請が必要です。支払日から5年経過すると助成を受けることができなくなります。早めに手続きをお願いします。

\*精神障害者保健福祉手帳1級で受給資格登録をした方の精神病床への入院費用は対象外です。

**申請方法**：川越市重度心身障害者医療費支給申請書と領収書の原本を、同課・市民センター・南連絡所に提出(郵送可。郵送の場合は、〒350-8601川越市役所 高齢・障害医療課)

\*申請書は、申請窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

### 川越シャトルの路線見直し(案)に対する意見募集

交通政策課 0224-5519  
0225-9800

市では、平成30年春の新河岸駅東西駅前広場の整備に合わせて、川越シャトルの路線見直しを進めています。市民の皆さんの意見を反映させるため、同案に対する意見を募集します。

閲覧・募集期間：2月10日(金)〜3月

## 1月22日執行 川越市長選挙・川越市議会議員 補欠選挙の結果

選挙管理委員会事務局 0224-6120

### ■川越市長選挙 当=当選

候補者氏名(届け出順・敬称略)	得票数
しばや実	16,188票
<b>当</b> 川合よしあき	56,597票
本山修一	11,726票

- 有効投票 84,511票
- 無効投票 1,127票
- 投票率 29.70%

### ■川越市議会議員補欠選挙 当=当選

候補者氏名(届け出順・敬称略)	得票数
岡部いつお	25,694票
もりやひろ子	25,718票
<b>当</b> 栗原みつはる	27,911票

- 有効投票 79,323票
- 無効投票 6,237票
- 投票率 29.67%

11日(土)(必着)

**閲覧場所**：交通政策課(本庁舎5階)・市民センター・南連絡所

**対象**：市内在住・在勤・在学または利害関係のある方

**意見の提出方法**：閲覧場所配布する意見用紙に必要事項を明記し、〒350-8601川越市役所

交通政策課(持参・ファクス可)  
\*市ホームページからも、閲覧・意見の提出ができます。

### 意見の取り扱い

提出された意見は、今後の見直しの参考になります。また、意見に対する考えと、案を修正した場合は内容

を公表します。類似の意見は取りまとめて公表し、個別の回答は行いません。なお、個人情報公表はしません。

### 期間入札による不動産公売

収納対策課 0224-6179

市が執行する期間入札により次の不動産を公売します。詳しくは、収納対策課(本庁舎2階)で配布する「不動産公売案内」または市ホームページをご確認ください。

**物件**：石原町二丁目土地付き建物(土地面積1100.01㎡)

**入札期間**：2月20日(月)〜27日(月)



いつでも

どこでも

かんたん!

# 3月21日(火)から、証明書の コンビニ交付サービスが始まります

市民課 ☎224-5744

マイナンバー  
カードを  
申請してね!



マイナンバー

マイナンバー（個人番号）カードを使って、多機能端末機（マルチコピー機）が設置してある全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写しなどを取得できるサービスです。

サービスを利用するためには、マイナンバーカードと、マイナンバーカード交付時に設定した利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号が必要です。利用者証明用電子証明書は、マイナンバーカードに標準記録されています。ただし、不要と申請した方や、交付時に不要とした方は、改めて記録が必要です。詳しくはお尋ねください。

\*かわごえ市民カード・印鑑登録証・住民基本台帳カードでは、コンビニ交付の利用はできません。

**取得できる証明書の種類**…住民票の写し、印鑑登録証明書（印鑑登録している方のみ）

\*次の住民票の写しは交付できません。マイナンバー・住民票コード記載のもの、亡くなられた方や転出された方のもの、履歴の記載されたもの、記載事項証明書、町名地番変更用のもの。

\*戸籍の届け出をした方は、住民票の内容が更新されるまでに数日かかる場合があります。

**手数料**…各200円

**利用可能時間**…午前6時30分～午後11時（12月29日～1月3日、メンテナンス時を除く）

**利用可能店舗**…セブン-イレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ファミリーマート、ミニストップ、セーブオンなど

\*マルチコピー機の設置してある店舗に限られます。

## セキュリティについて

コンビニ交付では、専用回線を使ったネットワークを利用し、データを暗号化して通信します。また、証明書発行後はマルチコピー機からデータが消去されます。操作・支払い・受領はすべて自分で行うため、他人に内容を見られてしまうことはありません。

\*暗証番号の入力を3回間違えた場合、カードにロックが掛かり、使用できなくなります。引き続き使用を希望する場合は、市民課（本庁舎1階）・南連絡所・市民センターで、暗証番号の再設定の手続きが必要です。

**コンビニで取れます!**  
**住民票・印鑑証明!**

川越市民の方は、マイナンバーカードを使って、全国のコンビニで、住民票・印鑑証明が取れるようになります。平成29年3月21日スタート!!

コンビニ交付を利用するためには、マイナンバーカード（個人番号カード）が必要です。  
※利用者証明用電子証明書が記録されたものに似ています。  
※コンビニ交付は、かわごえ市民カードではご利用いただけません。

<b>サービスが利用できる店舗</b> ● セブン-イレブン ● ファミリーマート ● ローソン ● ミニストップ ● サークルK ● セイコーマート ● サンクス ● セーブオン ● 他	<b>取得できる証明書</b> ● 住民票の写し（1通200円） ● 印鑑登録証明書（1通200円）	<b>ご利用可能時間</b> 6:30～23:00 （12月29日～1月3日、メンテナンス時を除く）
---	--	--

詳しくは **コンビニ交付** 検索Q または、右記の2次元コードよりアクセスしてください。 <https://www.lg-waps.jp>

川越市 市民課 住民記録担当まで  
☎ 049-224-5744 ✉ shimin@city.kawagoe.saitama.jp

「本人通知制度」をご存じ  
ですか

市民課 ☎224-5747

本籍地の記載のある住民票の写しや戸籍謄抄本などを第三者に交付した場合、交付したことを本人に郵送で通知する制度です。この制度は、事前の登録が必要です。

**登録対象**…市内に住民登録または本籍がある方

**通知内容**…証明書の種類、交付年月日、通数、請求者の種類

**申し込み**…運転免許証などの本人確認ができる書類を持参の上、市民課（本庁舎1階）・市民センター・南連絡所

## 市税などの納期のお知らせ

納期限は、2月28日(火)

固定資産税(第4期)

国民健康保険税(第8期)

収税課 ☎224-5686

後期高齢者医療保険料(第8期)

高齢・障害医療課 ☎224-5842

介護保険料(第8期)

介護保険課 ☎224-5817

## 中小企業向け融資

産業振興課 ☎224-5934

市内の中小企業に、経営の安定や設備の充実等に必要な資金の融資あつ旋をしています。一部対象とならない業種があります。事前に確認してください。なお、申し込みには、取扱金融機関の事前相談が必要です。

- ① 特別小口無担保無保証人融資・中小企業一般貸付融資  
限度額1250万円以内。
- ② 中小企業中口事業資金融資  
限度額3000万円以内。
- ③ 中小企業認証等取得資金融資  
ISOなどの認証取得資金が必要な事業主。
- ④ 新規創業者支援資金融資  
市内で創業しようとする方。
- ⑤ 小規模企業者セーフティ融資  
限度額500万円以内。

**離職中の看護職の方は、届け出が必要です**

保健医療推進課 ☎224-5832

看護職の資格を持ち、就職していない方、転居や出産・育児等で離職した方は、埼玉県ナースセンター ☎048-824-7220 への届け出が必要です。詳しくは、同センターにお尋ねください。

## 医療安全相談窓口のご案内

保健総務課 ☎227-5101

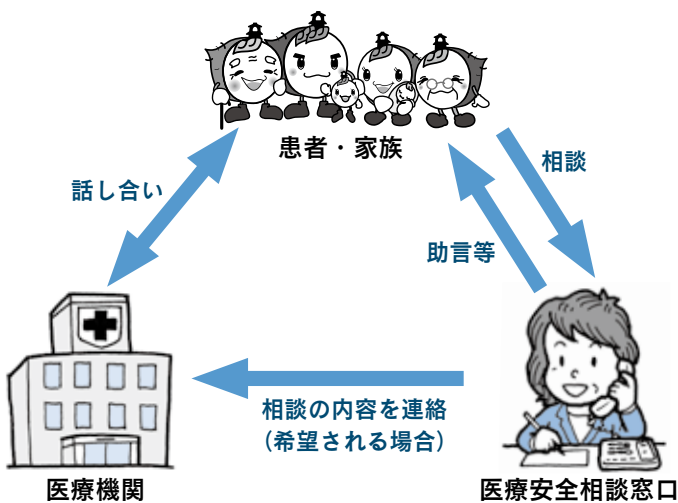
適切な医療を受けるには、患者さんと医療機関の良好な信頼関係が大切です。市の医療安全相談窓口は、市内医療機関における患者さんの疑問や悩み事などの相談をお受けしています。同窓口では、解決に向けた助言、医療機関への連絡(希望される場合)、内容に応じた適切な相談窓口の紹介等を行っています。

受付日・時間…月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分

相談方法…電話と保健総務課(小ヶ谷817-1・保健所1階)窓口で受け付け

\* 電話の場合、相談専用電話ではありませんので、「医療安全相談希望」とお伝えください。

\* 窓口にはコミュニケーションボードを設置しています。



### お医者さんと上手にコミュニケーションを



- 伝えたいことはメモして準備しましょう
- 自覚症状と病歴は、あなたから伝える大切な情報です
- 受診後の変化も伝えましょう
- 大事なことは、メモを取って確認しましょう
- 疑問に思ったときは質問しましょう
- 治療効果を上げるためには、信頼関係が大切です

## 川越産の美味しい野菜やお米を食べよう！ 庭先販売・直売所マップ 川越プチマルシェ配布中

農政課 ☎224-5939

季節野菜や米などを販売している庭先販売所・直売所が、ひと目で分かる「庭先販売・直売所マップ 川越プチマルシェ」。

市民センター・公民館・観光案内所・直売所等で無料配布しています(内容は市ホームページでも確認できます)。地産地消に役立つプチマルシェをぜひ、ご活用ください。



## 臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します

平成26年4月に実施した消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方に制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します(平成28年度臨時福祉給付金とは別に支給する給付金です)。

受給資格があると思われる方には、3月上旬に申請書を送付します。申請書が送付された方でも審査の結果、支給の対象外となることがあります。なお、申請から支給までは2か月程度かかります。

給付金について詳しくは、市ホームページを確認するか、専用ダイヤル ☎0120-216-668(2月20日(月)開設。平日、午前8時30分～午後6時)にお尋ねください。

**給付対象者**…平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない方

\* 市民税(均等割)が課税されている方の扶養親族や、生活保護制度の被保護者等は対象になりません。

**給付額**…給付対象者1人につき15,000円(平成29年4月から同31年9月までの2年6か月分)

**受付期間**…3月1日(水)～8月31日(土・日曜日、祝日を除く)

**受付会場**…7D 会議室(本庁舎7階)

\* 郵送でも受け付けています。郵送の場合は〒350-8601川越市役所福祉推進課。

給付を装った「振り込み詐欺」  
「個人情報の詐取」にご注意ください

## 平成28年度臨時福祉給付金および障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の受け付けは1月31日に終了しました。

### 小型家電排出方法が変更になります

資源循環推進課 ☎239-6267

4月から、小型家電の排出方法が次のとおりとなります。

● 不燃ごみの日に集積所へ排出(従前と同様)

● 回収BOXへ排出(4月から、設置施設が一部変わります)

● 東清掃センター、資源化センターへの持ち込み(4月以降、つばさ館への持ち込みはできません)

なお、センターへの持ち込みは、手数料が掛かります。土・日曜日の持ち込みはできません。

詳しくは、3月10日発行の広報川越と同時配布される「平成29年度家庭ごみの分け方・出し方」で確認するか、資源循環推進課までお尋ねください。

### 申告はお早めに

川越税務署 ☎235-9411

平成28年分の所得税等の申告および納付期限などは次のとおりです。

**申告期間・納付期限等**

● **所得税および復興特別所得税**

申告期間：2月16日(木)～3月15日(水)

納付期限：3月15日(水)

\* 下記の受付会場(川越税務署)で申

告を行う場合、2月19日(日)・26日(日)は申告書の作成補助と提出のみの受け付けとなります。

\* 所得税の申告をする方は、市・県民税の申告は不要です。

● **個人事業者の消費税および地方消費税**

申告・納付期限：3月31日(金)

● **贈与税**

申告・納付期限：3月15日(水)

**受付会場・時間等**

詳しくは、川越税務署にお尋ねください。

会場：川越税務署(並木452-2)

受付時間：午前8時30分～

\* 申告書の作成には時間がかかりますので、午後4時ごろまでに受け付けを済ませてください。

相談時間：午前9時～午後5時

**郵送での提出にご協力ください**

確定申告書は郵送で提出できます。国税局ホームページや申告の手引きを利用し、自宅で作成して添付書類と一緒に〒350-8666 並木452-2・川越税務署に提出してください。

\* 郵送の場合で申告書(控)に税務署受付印が必要な方は、受付印を希望する旨の添え書きと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。



## 微小粒子状物質(PM2.5)の 注意喚起情報について

環境対策課 224-5894

### ■微小粒子状物質(PM2.5)とは

大気中に浮遊している2・5μm(1μmは1mmの1000分の1)以下の小さな粒子のことです。非常に小さいため、肉眼では見ることができません。

呼吸とともに肺の奥まで入りやすく、呼吸器系や循環器系へ悪影響を及ぼすことが懸念されています。工場や自動車の排ガスのほか、砂ぼこり等にも含まれています。

国では、注意喚起のための暫定的な指針として1日の平均値を70μg/mと示しました。県では、県内のPM2.5の測定結果から、その日の平均値が70μg/mを超えるかどうかを予測し、超えると判断した場合には注意喚起情報の発令をすることとしています。

市と県では、注意喚起情報の発令時に、次の方法でお知らせします。  
**川越市からのお知らせ**

防災行政無線を使ってお知らせします。

### 埼玉県からの発令情報のお知らせ

ホームページでの情報提供、電子メール配信サービスで確認できます。

## JICAの研修生が川越を視察

地域包括ケア推進課 224-6087

市では、川越らしい地域包括ケアシステム構築の実現に向け、「介護予防・日常生活の支援」「在宅医療・介護連携推進」「認知症総合支援」等、さまざまな事業を推進しています。

今回、JICA(独立行政法人国際協力機構)主催の「アジア地域における高齢化への政策強化研修」の一環として、12月1日・2日にカンボジアほか5か国、11人の行政官等が視察研修に訪れました。介護予防や高齢者就労の取り組み状況を学んだり、特別養護老人ホーム真寿園等の施設見学を行ったりする中で、高齢者がいきいきと安心して暮らすまちづくりについて活発な意見交換が行われました。



施設職員の話に熱心に聞く研修生



シルバー人材センターの「シルバーガイド」の活動状況を視察

## バナー広告募集

広報室 224-5495

平成29年度の、市ホームページに掲載するバナー広告を募集します。詳しくは、市ホームページをご確認ください。  
募集期限…3月3日(金)(必着)まで

\*電子メール配信サービスを受けるには、パソコンや携帯電話のメールアドレスの登録が必要です。  
■1日の平均値が70μg/mを超える可能性がある」と判断された場合の対応

●不要不急の外出をできるだけ減らしましょう

●屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らしましょう

●換気や窓の開閉を必要最小限にしましょう

\*呼吸器・循環器系の疾患のある方、子どもや高齢者は影響を受けやすい

ため、体調の変化に注意してください。

## 本川越駅観光案内所で手荷物一時預かりサービスを開始

観光課 224-5940

本川越駅観光案内所事業の受託者である(株)まちづくり川越が、手荷物一時預かりサービスを開始しました。利用料金は1日500円で、現金のみの取り扱いとなります。

(株)まちづくり川越は、国土交通省の「手ぶら観光事業者」の認定を受けています。

## ゴミ処理とびっくす もうすぐ引越しシーズン、 多量のゴミはどう捨てる？

資源循環推進課  
239-6267

新しい生活の準備を始めるこれらの時期は、引越しなどで多量のゴミが出やすくなります。

一度に処分する場合、市の処理施設に直接持ち込むことができません。可燃や不燃など品目の違つこみを同じ車に乗せることはできませんが、袋を分けるなど、あらかじめ分別を行ってから持ち込んでください。



また、普段利用している集積所に多量のゴミを出すつと、他の利用者がごみを出せなくなつたり通行の妨げになつたりするこ

とがあります。集積所に出す場合、必ず少量ずつ何回かに分けるようにしてください。ご協力をお願いします。  
\*詳しくは、3月10日発行の広報川越と同時配布される「平成29年度家庭ごみの分け方・出し方」をご確認ください。